

住民基本台帳カード

身分証明書としても
便利です

市では希望する市民に住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。

住基カードは顔写真の入ったものと入らないものの2種類から選択でき、顔写真入りのカードは身分証明書として活用することも可能です。

写真は市民課で撮影しますが、上半身・無帽・正面・無背景で6カ月以内に撮影した縦45mm×横35mmの写真を持参しても構いません。

カード交付時には申請者本人が数字4桁の暗証番号を住基カードに設定しますので、あらかじめご用意ください。生年月日など他人に分かりやすい番号は避けてください。

赤坂・遠山市民課分室では手続きできませんのでご注意ください。

住基カードの交付手数料は500円で、有効期限はカードを発行した日から10年ですが、市

外へ転出したときは無効になります。市内での転居の場合は、住所の修正を行いますので、市民課または、各支所住民課、赤坂市民課分室窓口までカードをお持ちください。

本人確認にご協力を

申請の際は申請者本人に窓口に来ていただき、運転免許証やパスポートなど(官公署が発行した写真入りの証明書)で本人確認を行っています。

これらの証明書などを持っていない人は、郵便により照会を行いますので即日交付はできません。後日、再度窓口に来ていただいたうえで交付となります。

住基カード交付後のサービス

○付記転出入の特例処理

住基カードを持つている人は特例の転出届(付記転出)を前の市町村に郵送で行うことにより、転出証明書が無くても新しい市町村の

窓口へ一回行くだけで転入手続き(付記転入届)ができます。

○公的個人認証サービス

インターネットを通じて行政手続きを安全に行うために使用する「電子証明書」の交付を受けることができます(手数料500円)。

住民基本台帳ネットワークシステムを利用したサービス

○住民票の広域交付

全国どここの市町村でも本人または同世帯の人の住民票の交付が受けられます(本籍・筆頭者氏名は記載されません)。住基カードまたは、運転免許証やパスポートなどをお持ちください。

成田市での交付手数料は300円になりますが、交付する市町村により手数料は異なります。

※くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所住民課(☎96-1115)、大栄支所住民課(☎73-8066)へ。

土砂の埋め立て

残土条例が
適用されます

市では土砂の搬入による埋め立

て、盛り土、たい積行為および搬入土砂の土質について必要な規制を行うことにより自然環境や生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、住民の健康で安全かつ快適な生活を確保する目的から「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

この条例により市内で500㎡以上の埋め立てなど(一時的に積を含む)を行う場合は、条例に定める手続きが必要になります。安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てなどに利用できませんのでご注意ください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

農業者年金現況届

6月末日までに
提出してください

農業者年金現況届の提出は、農業者年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

農業者年金現況届は、毎年5月末日ごろ農業者年金基金から年金受給者へ直接送付されますので、

6月末日までに市農業委員会まで提出してください。

提出を忘れた場合、11月から年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

経営移譲年金を受給している人は、受給者本人が農業を再開していないことなどを確認のうえ提出してください。

現況届の提出は、市役所4階農業委員会事務局および下総・大栄支所農業委員会にて受け付けています。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20-1573)へ。

私立幼稚園園児の保護者

補助金の申請は
6月8日までに

市内に在住し私立幼稚園に通う園児の保護者に、年額10,000円を補助します(途中入退園の場合は月割)。

保護者は6月8日(金)までに各幼稚園に申請してください。申請書類は各幼稚園にあります。

※くわしくは学務課(☎20-1581)へ。

いよいよ梅雨入り

長雨や集中豪雨への 備えを万全に

これから雨の多い季節を迎えます。長雨や集中豪雨は洪水やがけ崩れなど大きな被害をもたらすこともあります。被害を最小限にするためにも日ごろからの備えが大切です。もう一度家の周りを点検しましょう。

集中豪雨には注意が必要

集中豪雨は短時間のうちに狭い地域に集中して降る豪雨のことです。梅雨の終わりがくらくく起ります。

狭い地域に限られ突発的に降るため、中小河川のはんらんや土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害が予測されます。気象情報には十分注意しましょう。

災害情報は防災行政無線で

大雨などのときに発表される注意報や警報は、各地域の住民に注意を呼び掛け、災害による被害を最小限に食い止めることを目的としています。

大雨などによる警報など、防災に関する情報は市内147カ所に設置された防災行政無線で市民の皆さんにお伝えします。

防災行政無線を聞き逃したとき

などは消防テレフォンガイド(☎24・3838)で案内しているほか、市防災情報のホームページ(<http://nrt.171k.jp/information/>)でも災害情報を提供しています。

防災に関する情報については「防災メール」でもお知らせしています。登録方法は「k@nrt.171k.jp」に空のメールを送信し、返信されたメールに従って登録してください。

※くわしくは防災対策課(☎20・1523)へ。

がけ地整備補助制度

500万円を限度に 事業費の半額を補助

がけ崩れは斜面が突然崩れ落ちる災害で、大雨、長雨、地震により地面が緩んだときに発生します。がけ崩れは突然発生しスピードも速く、崩れた土砂が斜面の高さの2〜3倍も離れた所まで達することもあります。

市では危険ながけ地による壁を設けたり、のり面(傾斜地)を整備する人に対して補助をしています。●対象となる事業(宅地造成事業や宅地分譲事業の一環としての整備は対象となりません)

○高さ(垂直)が5m以上ののがけ地の整備

○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのあるがけ地の整備

●補助額 500万円を限度に事業費の半額

補助を受けるには手続きが必要です。着工する前に土木課に相談してください。

※くわしくは土木課(☎20・1550)へ。

6月1日は人権擁護委員の日

悩みごとなど 気軽ににご相談ください



6月1日は「人権擁護委員法」が施行された日です。全国人権擁護委員連合会ではこの日を「人権擁護委員の日」と定め「育てよう一人ひとりの人権意識」思いやりの心・かけがえのない命を大切に」を啓発重点目標に掲げて積極

的な啓発活動を展開しています。

6月は人権擁護委員の日にあわせて、毎月第4火曜日に行っている「もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を6月1日(金)に実施します。法務大臣から委嘱された人権擁護委員が皆さんからの人権にかかわる相談に応じます。

相談は無料で秘密は守られますので気軽に相談ください。

●期日 6月1日(金)

●時間 午前10時〜午後3時

●場所 市役所2階201会議室

※くわしくは市民支援課市民相談室(☎20・1507)へ。

6月1日〜7日は水道週間

限りある水を もつと大切に

わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。水を使うときは節水を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。

漏水にご注意ください

使用水量が極端に多いと思ったら漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても水道メーターの星型パイロットメーターや1ℓ針が動いていたら、早急に成田市指定給水装置工事業者に連

絡して修繕してください。

水道メーターの交換

水道メーターは「計量法」により使用期間が8年と定められており、使用期間が満了となる水道メーターについては順次交換を行っています。該当する家庭や事業所などに市からの委託を受けた業者が交換作業(無料)に伺いますので、ご協力ください。

※くわしくは市水道部(☎22・0269)へ。

6月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
6月4日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後11時〜
6月5日(火)	並木町(ウルシ台・日本松)地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

男女共同参画セミナー

6月23日～29日の 男女共同参画週間になんで

第1回男女共同参画セミナー

日時 6月29日(金) 午後1時
30分から

会場 市役所6階大会議室

テーマ マスメディアとジェンダー
テレビが2倍楽しめる

講師 国広陽子さん(武蔵大学
教授)



定員と参加費 150人(先着順)
・無料

申し込み期限 6月28日(木)

第2回男女共同参画セミナー

日時 7月11日(水) 午前10時
から

会場 市役所6階中会議室

テーマ 自分発見！再チャレンジ
①

講師 栗原知女さん(キャリア
カウンセラー)

定員と参加費 80人(先着順)・

無料

申し込み期限 7月10日(火)

申し込み方法 電話、FAX、
はがき、Eメールのいずれか
で企画課(〒286・8585
花崎町760 ☎20・1500
FAX 24・1006 Eメール
kikaku@city.narita.chiba.jp)へ

※手話通訳・託児室(2～8歳)の
利用を希望する人は、第1回は
6月20日水までに、第2回は
7月4日(水)までに申し出て
ください。くわしくは同課へ。

平成19年度男女共同参画推進員



平成19年度男女共同参画推進員が決まりました。1年間、男女共同参画講座などの企画・運営に携わります。

ごみの分け方・出し方

ごみは分別して 指定ごみ収集袋で

ごみは、地区ごとに決められた
収集日の朝8時30分までにごみ集
積所に出してください。処理施設
に直接自己搬入する場合は、地区
により搬入先が異なりますのでご
注意ください。

分別方法

「燃やせるごみ」(青袋)「ビニ
ル・プラスチック類」(白袋)「ビ
ン・カン・ガラス」(赤袋)「金物・
陶磁器類」(黄袋)に分別してくだ
さい。「有害ごみ」は乾電池・体温
計・温度計・蛍光灯などで、指定
袋が入っている外袋か中身が確認
できる袋を使用してください。

「粗大ごみ」は指定袋に入らない
大きなものです。収集を希望す
る人は、いずみ清掃工場(☎36・
1689)に申し込んでください。

下総・大栄地区の分別方法

「可燃ゴミ」(緑袋)「ビン・カン」
(黄袋)「不燃ゴミ」(赤袋)「ペットボ
トル」(白袋)に分別してください。
家具類などは伊地山クリーン
センターへ直接搬入してください
(☎0478・59・2148 ゴミ
搬入券が必要。ゴミ搬入券は下総・

大栄支所生活環境課にあります。

※くわしくはクリーン推進課(☎
20・1530)へ。

成田市都市計画

素案の縦覧と 公聴会の開催

成田・大栄・下総の各都市計画
区域における航空機騒音障害防止
地区および航空機騒音障害防止特
別地区の都市計画変更の素案の縦
覧と公聴会を開催します。

【素案の縦覧】

期間 6月15日(金)～29日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前9時～午後5時

場所 市都市計画課(市役所5
階)、県都市計画課(県庁7階)

内容 ①成田市都市計画区域の航
空機騒音障害防止地区および

航空機騒音障害防止特別地区
の変更②大栄都市計画区域の
航空機騒音障害防止地区およ

び航空機騒音障害防止特別地
区の変更③下総都市計画区域

の航空機騒音障害防止地区お
よび航空機騒音障害防止特別

地区の変更

【公聴会の開催】

日時 7月23日(月) 午前10時

から(公述申出ない場合は中止)

会場 国際文化会館

公述人の資格 市内に住所があ
る人および利害関係がある人
(法人を含む)

公述の申し出の方法 公述を希
望する人は公述申出書に住所、
氏名などを記載して、述べよ
うとする意見の要旨を添えて
直接または郵送で市都市計画
課(〒286・8585 花崎町
760)へ(公述申出書の様式
は同課にあります)

公述申出書の提出期間 6月15
日(金)～29日(金)(郵送の場合
は提出期間の最終日の消印の
あるものまで有効)

公述人の選定 希望者が多い場
合は抽選(結果は本人に通知)

公聴会傍聴の申し込み方法 往
復はがきに住所、氏名(返信欄
にも)、傍聴を希望する都市
計画名を書いて6月29日(当日
消印有効)までに市都市計画課

(〒286・8585 花崎町7

60)へ。後日傍聴許可書を送
付します。傍聴の定員は100

人(先着順)です

※くわしくは市都市計画課(☎20・
1560)または県都市計画課
(☎043-223-3170)へ。